

令和5年3月31日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）の運用について（昭和62年12月25日職福一691）」の一部を下記のとおり改正したので、令和5年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改 正 後	改 正 前												
別表第1 健康管理者及び安全管理者を指名すべき組織区分	別表第1 健康管理者及び安全管理者を指名すべき組織区分												
<table border="1"><thead><tr><th>省 庁</th><th>組 織 区 分</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>消費者庁</td><td>本庁</td></tr></tbody></table>	省 庁	組 織 区 分	(略)	(略)	消費者庁	本庁	<table border="1"><thead><tr><th>省 庁</th><th>組 織 区 分</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>消費者庁</td><td>本庁</td></tr></tbody></table>	省 庁	組 織 区 分	(略)	(略)	消費者庁	本庁
省 庁	組 織 区 分												
(略)	(略)												
消費者庁	本庁												
省 庁	組 織 区 分												
(略)	(略)												
消費者庁	本庁												

こども家庭庁	本庁 国立児童自立支 援施設		
(略)	(略)	(略)	(略)
厚生労働省	(略) (削る) (略)	厚生労働省	(略) <u>国立児童自立支 援施設</u> (略)
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 1・2	(略)	備考 1・2	(略)

以 上